電気通信大学レーザー新世代研究センター運営委員会規程

平成11年 4月 1日 改正 平成16年 4月 1日 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成20年 4月 1日 平成22年 4月20日 平成24年 5月22日 平成26年 2月26日 平成28年 3月23日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学レーザー新世代研究センター規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学レーザー新世代研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、電気通信大学レーザー新世代研究センター(以下「センター」という。) に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) 研究計画の基本方針に関すること。
 - (3) センターの構成員に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センター専任の教授
 - (3) 本学専任の教授6人
- 2 前項第3号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 センターに副センター長を置く場合は、第1項の委員に加えるものとする。 (任期)
- 第4条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもってあてる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

- 第6条 センターに副センター長を置く場合にあっては、委員会に副委員長を置くものと し、副センター長をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催)

- 第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (委員会の事務)
- 第9条 委員会に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。 (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 即

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。